

社会福祉法人 尾道さつき会

**定 款**

# 社会福祉法人尾道さつき会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営
- (ニ) 救護施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 一般相談支援事業の経営
- (ト) 特定相談支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヌ) 移動支援事業の経営
- (ル) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヲ) 認知症対応型共同生活介護事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人尾道さつき会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県尾道市久保町1786番地に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

## **(権 限)**

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## **(開 催)**

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

## **(招 集)**

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日前の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

## **(議 長)**

第13条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

## **(決 議)**

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき

は、評議員会の決議があったものとみなす。

#### **(議事録)**

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印する。

## **第4章 役員及び会計監査人並びに職員**

#### **(役員及び会計監査人の定数)**

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 この法人に会計監査人を置く。

#### **(役員及び会計監査人の選任)**

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### **(理事の職務及び権限)**

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(会計監査人の職務及び権限)**

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

### **(役員及び会計監査人の任期)**

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まですることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

### **(役員及び会計監査人の解任)**

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

### **(役員及び会計監査人の報酬等)**

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

### **(責任の免除)**

第24条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

きる。

#### **(責任の限定契約)**

第25条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### **(職 員)**

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## **第5章 理事会**

#### **(構 成)**

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### **(権 限)**

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

#### **(招 集)**

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### **(議 長)**

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

#### **(決 議)**

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、定期預金を除き、別表1及び別表2に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 1,000,000円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



### **(事業報告及び決算)**

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

### **(会計年度)**

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### **(会計処理の基準)**

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

### **(臨機の措置)**

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## **第7章 公益を目的とする事業**

### **(種別)**

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの経営
- (2) 介護福祉士等養成施設事業（尾道福祉専門学校）

- (3) 居宅介護支援事業（しまの風居宅介護支援事業所）
  - (4) 研修等実施事業
  - (5) 奨学生支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

### (解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

### (定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人尾道さつき会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則（昭和57年6月24日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 青山 澄子  
理事 藤原 謙造  
理事 高垣 普一  
理事 唐崎 範之  
理事 成瀬 哲雄  
理事 藤原 家長  
理事 柳井 虔二  
理事 安原 敦男  
理事 青山 健一  
理事 村上 ヤス  
理事 武内 栄三  
監事 平田 市郎  
監事 小川 恵基

附 則（平成3年3月30日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成11年2月17日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成12年3月9日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成14年1月18日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成14年7月23日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成14年12月17日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成15年12月10日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成16年11月24日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成18年2月14日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成19年4月26日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成20年1月22日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成21年2月27日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成21年10月20日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成22年6月29日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成22年12月21日広島県知事届出）

この定款の変更は、平成22年9月16日から施行する。

附 則（平成22年12月21日広島県知事届出）

この定款の変更は、平成22年12月9日から施行する。

附 則（平成23年7月27日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成24年10月1日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成25年11月21日尾道市長認可）

この定款の変更は、尾道市長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成26年10月15日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成27年4月8日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成28年2月10日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成28年4月27日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成28年5月27日理事会議決）

この定款の変更は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は、広島県知事の認可の日（平成29年1月25日）にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月17日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成30年1月26日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成30年6月6日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成30年9月13日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成31年1月31日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和元年11月12日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和2年1月31日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和2年3月5日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和2年7月22日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和3年5月6日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和3年11月2日広島県知事届出）

この定款の変更は、令和3年10月8日から施行する。

附 則（令和4年7月25日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和5年3月8日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和6年8月1日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

別表 1

## 基本財産（建物）

(尾道さつき作業所)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市久山田町 字黒瀬 101 番地 102 番地 1 102 番地 2 所在	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・アルミニウム板葺平家建	768.00	作業場
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	108.18	作業場
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	32.00	倉庫
	鉄骨造スレート葺平家建	24.00	倉庫
	木造スレート葺平家建	32.00	作業場
小計		964.18	

(尾道サンホーム)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市木ノ庄町畑 字後迫 20530 番地 所在	鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建	1,145.99	宿泊訓練所・介護室
	鉄骨造スレート葺平家建	26.91	作業所
広島県尾道市木ノ庄町畑 字後迫 20538 番地 3 所在	木造瓦葺 2階建	151.46	事務所
広島県尾道市木ノ庄町畑 字後迫 20538 番地 3 字山峠 638 番地 1 所在	軽量鉄骨造スレート葺平家建	221.61	作業所
小計		1,545.97	

(むかいしま作業所)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市向島町 字王子谷 6419 番地 3 6419 番地 2 6419 番地 1 所在	鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺平家建	429.36	作業場
	鉄骨造スレート葺 2階建	90.72	作業場
小計		520.08	

## (高齢者総合ケアセンター星の里)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市久保町字西土臥 1785 番地・1794 番地 4 1796 番地 3・1796 番地 4 1798 番地・1810 番地 3	鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建	4,211.69	養護所
広島県尾道市久保町字南土臥 1811 番地・1812 番地 1812 番地 2 所在	鉄筋コンクリート造スレート葺 平家建	21.00	倉庫
	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	21.99	事務所
小	計	4,254.68	

## (すだちの家)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市御調町植野 字石原 527 番地 1 527 番地 2・527 番地 4 528 番地 3・529 番地 2 528 番地 6・527 番地 4 528 番地 7・528 番地 8 529 番地 2 530 番地・531 番地合併 所在	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	497.91	作業所
	鉄骨造アルミニウム板葺平家 建	94.77	作業所
	鉄骨造スレートぶき平家建	187.00	食堂 介護室
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	64.87	作業所
小	計	844.55	

## (サポート&amp;ケアセンターフレンズ)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市高須町 字坊土南側 21170 番地 10 21170 番地 63 21170 番地 64 所在	鉄骨造鋼板葺 2 階建	546.74	寄宿舍
小	計	546.74	

## (星の里・山波の家)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市山波町 字大多志 277 番地 1 所在	鉄骨造瓦葺 2 階建	261.42	居宅
小	計	261.42	

## (ワークスさつき)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市美ノ郷町本郷 字新本郷 20001 番地 142 所在	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家 建	568.91	作業所
小	計	568.91	

## (星の里・にしごこの家)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市吉和町 字久保田 5116 番地 1 所在	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階 建	630.46	グループ ホーム
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	268.50	老人福 祉施設
小	計	898.96	

## (デイサービスセンターしまの風)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市向島町 字五軒島 5617 番地 5 所在	鉄骨造合板メッキ鋼板ぶき平家 建	392.10	デイサ ービス センタ ー
小	計	392.10	

## (地域密着型特別養護老人ホーム星の里、星の里短期入所生活介護事業所、星の里小規模多機能型居宅介護事業所)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市久保町 字東土臥 1850 番地 1 1853 番地 3 1856 番地 所在	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 4 階 建	2,952.39	老人福 祉施設
小	計	2,952.39	



## (みつぎ清風園)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市御調町高尾 字土木屋 20046 番地 20036 番地 2・20037 番地 2 20037 番地 3・20166 番地 1 20166 番地 4・20207 番地 20208 番地・20209 番地	鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶき平家建	2,545.31	救護施設
広島県尾道市御調町公文 字向山 20929 番地 3 20935 番地 2・20936 番地 2 所在	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	449.20	作業所
小	計	2,994.51	

## (児童発達支援センターあいあい)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市美ノ郷町三成 字井ノ尻 1612 番地 1 所在	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	601.73	児童福祉施設
小	計	601.73	

## (むかいしま荘)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市向島町 字定志和 6215 番地 6 所在	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	304.18	グループホーム
小	計	304.18	

## (ホーム旭ヶ丘)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市久保町 字旭ヶ丘 2120 番地 所在	軽量鉄骨造スレート葺 2 階建	166.11	居宅
小	計	166.11	

## (ホームみつぎ)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市御調町大田 字花之木 494 番地 1 所在	木造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建	303.34	グループホーム
小	計	303.34	

(児童発達支援センターエポック幼稚舎)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県広島市西区庚午中 4丁目1番地2・1番地36 所在	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根5階建	1,162.41	児童福祉施設
小	計	1,162.41	

(グループホームブライト、生活介護事業所ブライト)

所在地	構造	面積(m <sup>2</sup> )	種類
広島県尾道市栗原町 字内郷山 21526 番地 1 字堂面 11729 番地 2 所在	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	865.15	グループホーム
	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	255.46	作業所
小	計	1,120.61	

合計 20,402.87m<sup>2</sup>

別表 2

## 基本財産（土地）

(尾道さつき作業所)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市久山田町所在	字黒瀬102番1	387	雑種地
	字黒瀬102番2	150	雑種地
	字黒瀬103番	1,512	山林
	字黒瀬20076番6	1,166	雑種地
	字三行20068番2	1,088	山林
小計		4,303	

(尾道サンホーム)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市木ノ庄町畑所在	字後迫20530番	3,048.56	宅地
	字後迫20538番2	323	雑種地
	字後迫20538番3	297	原野
	字山峠638番1	76	原野
	字山峠639番	142	原野
	字後迫20526番3	47	公衆用道路
	字後迫20526番4	131	公衆用道路
小計		4,064.56	

(むかいしま作業所)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市向島町所在	字王子谷6419番1	357.00	宅地
小計		357.00	

(星の里)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市高須町所在	字矢続2134番2	152	雑種地
小計		152	

## (サポート&amp;ケアセンターフレンズ)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市高須町所在	字坊士南側 2 1 1 7 0 番 1 0	375.88	宅地
	字坊士南側 2 1 1 7 0 番 6 3	69.07	宅地
	字坊士南側 2 1 1 7 0 番 6 4	74.62	宅地
小計		519.57	

## (星の里・山波の家)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市山波町所在	字大多志 2 7 7 番 1	568.12	宅地
	字大多志 2 8 1 番 3	21.50	宅地
小計		589.62	

## (ワークスさつき)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市美ノ郷町 本郷所在	字新本郷 2 0 0 0 1 番 1 4 2	1,500	雑種地
	字新本郷 2 0 0 0 1 番 1 5 3	210	雑種地
小計		1,710	

## (星の里・にしごこの家)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市吉和町所在	字久保田 5 1 1 6 番 1	2,129.42	宅地
小計		2,129.42	

## (デイサービスセンターしまの風)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市向島町所在	字五軒島 5 6 1 7 番 5	699.79	宅地
	字五軒島 5 6 1 7 番 5 7	9.85	雑種地 持分4分の1
	字五軒島 5 6 1 7 番 6 3	144	雑種地
小計		853.64	

(地域密着型特別養護老人ホーム星の里、星の里短期入所生活介護事業所、星の里小規模多機能型居宅介護事業所)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市久保町所在	字東土臥 1 8 5 3 番 1	476	雑種地
	字東土臥 1 8 5 6 番	859	雑種地
	字東土臥 1 8 5 3 番 3	43.68	宅地
小計		1,378.68	

(児童発達支援センターあいあい)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市美ノ郷町 三成所在	字井ノ尻 1 6 1 2 番 1	1,169.74	宅地
小計		1,169.74	

(むかいしま荘)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市向島町 所在	字定志和 6 2 1 5 番 6	360.62	宅地
小計		360.62	

(ホーム旭ヶ丘)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市久保町 所在	字旭が丘 2 1 2 0 番	194.66	宅地
小計		194.66	

(児童発達支援センターエポック幼稚舎)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県広島市西区庚午中 四丁目所在	1 番 2	290.97	宅地
	1 番 3 6	290.82	宅地
	8 番 3	182.71	宅地
	8 番 2 7	66.38	宅地
小計		830.88	

(グループホームブライト、生活介護事業所ブライト)

所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	備考
広島県尾道市栗原町所在	字内郷山21526番1	1,866.92	宅地
	字堂面11729番2	57.19	宅地
小計		1,924.11	

合計 20,537.5m<sup>2</sup>